

奈良県告示第二十四号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号の規定による道路の位置を次のとおり指定した旨、奈良県郡山土木事務所長から報告があつた。

令和三年四月二十七日

奈良県知事 荒井正吾

一 指定の場所（令和三年四月二日現在の地番による。）

天理市田部町三二九番四、三二九番五、三三一番七、三三一番八、三三二番七の一部、三三二番二一、三三五番一の一部、三三五番七の一部及び三三五番八の一部

二 申請者氏名 有限会社石橋建築総合設計事務所 代表取締役 石橋豊

三 申請者住所 天理市岩室町五三番地一

四 道路の幅員 四・〇〇メートルから四・三五メートルまで

五 道路の延長 三九・七六メートル

六 指定年月日 令和三年四月十五日

七 指定番号 郡土第R〇三〇一号